

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 [第 22 回]

令和 4 年 6 月 27 日 (月) 午後 7 時 00 分
松川町中央公民館 2 階 えみりあホール

1. 開 会

2. あいさつ

- ・ 委員長
- ・ 町長
- ・ J R 東海
- ・ 長野県

3. 会議事項

(1) 前回対策委員会の質疑に対する回答 [P 4]

(2) 発生土運搬について

- 1) 高森町より [別冊資料]
 - ① 下市田産業用地整備事業について
- 2) J R 東海より [別冊資料]
 - ① 大鹿村内リニア工事進捗状況
 - ② 発生土運搬車両の運行状況
 - ③ 7 月以降の伊那インター工業団地への運行計画
 - ④ 上赤須廃棄物置場跡地整備への運行計画

3) 質疑応答

4. その他

- ・ 松川町のリニア関連事業について [P 6]

5. 閉 会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

区分	氏名	所属役職等	備考
(1)	知久 克志	古町区会	
(1)	新井 正彦	上新井区会	
(1)	稲福 博幸	名子区会	
(1)	村田 肇	大島区会	
(1)	矢澤 登	上片桐区会	
(1)	北林 昇	福与区会	
(1)	唐沢 寛文	部奈区会	
(1)	下澤 義彦	生東区会	副委員長
(2)	米山 俊孝	松川町議会 推薦	
(2)	川瀬八十治	松川町議会 推薦	
(2)	黒澤 哲郎	松川町議会 推薦	委員長
(3)	橋爪 和也	自然環境関係識見者	
(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
(4)	高坂 龍夫	JA みなみ信州松川支所 理事	
(4)	小澤 文人	松川町商工会 会長	
(4)	矢澤 良一	松川町商工会 建設業部会長	
(4)	宮下 彰	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
(4)	熊谷 宗明	信州松川くだもの観光協会	
(4)	熊谷 誠	松川町交通安全協会 会長	
(4)	神田 葉子	松川町交通安全協会 女性部長	
(4)	小林 幸彦	松川町交番 所長	
(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
(5)	西尾 明廣	公募委員	
(5)	北原 俊秀	公募委員	
(5)	寺沢 茂春	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等

(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めたる者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求めらる。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求めらることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○J R 東海

・中央新幹線長野工事事務所

所 長 杉浦 楨信
担当課長 太田垣宏司
主 任 齋藤 寛泰
主 席 工藤 優翔
大鹿分室長 水上 英也
主 任 水野 隆二

○長 野 県

・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

企画幹兼次長 宮島 俊
課長補佐 田中 和義

○松川町

町 長 宮下 智博
副町長 岡田 憲輔
・事務局 小沢 雅和
リニア対策課長 片桐比呂巳
係長

前回対策委員会の質疑に対する回答

JR 東海

【全般】

- 1 路線あたり 40 台が 60 台に増えることについて、住民説明会を実施すべき
→ 町と協議のうえ、6/26 住民説明会を実施しました

【安全対策】

- 国道 153 号側道部（的場橋付近）の狭隘区間に、誘導員を配置してほしい
→ 暫定期間中、平均 60 台/日とする間は誘導員を配置します

【運行ルート】

- R4.7~9 月で増加させる台数は、国道 153 号を利用すればよいのではないか
→ 往路について県道や町道から国道 153 号に北上する場合、各交差点を右折する必要があることや急坂等の通行が生じるため、かえってご地元の皆様に負担が増えると考えています

【運行体制】

- 速度管理はどのようになっているのか、タコメータを確認しているのか
→ 制限速度を超過すると警報音が鳴るシステムを採用しており、運転手に注意喚起を行っています
- フロントガラスに掲示しているステッカーが見えにくい車両がある
→ 一般車から見える位置に変更しました
- 6 月はさくらんぼシーズンで混雑するため、土曜日を運行に配慮してほしい
→ 6 月 11、18 日の土曜日については、松川 IC を利用する車両を運行休止にしました

【冬季における対応】

- 国道 153 号側道部は坂道のため、停車時にスリップする可能性がある
→ スタッドレスタイヤ装着し、道路状況によりチェーン装着をするように対応しています
→ 積雪状況により、安全に走行することが難しいと判断した場合には、運行を休止することも考えています

【環境対策】

- 環境測定を実施しないのか
→ 運行開始後として、7~8 月頃に七相神社前での環境測定を予定しています

松川町

【安全対策】

- 鶴部交差点を改良してほしい
 - 道路脇に鶴部井があるため、関係者と協議をして対応を検討します
- 鶴部線の三差路は見通しが悪いため、改良工事をお願いしたい
 - 関係する地権者と協議をして対応を検討します

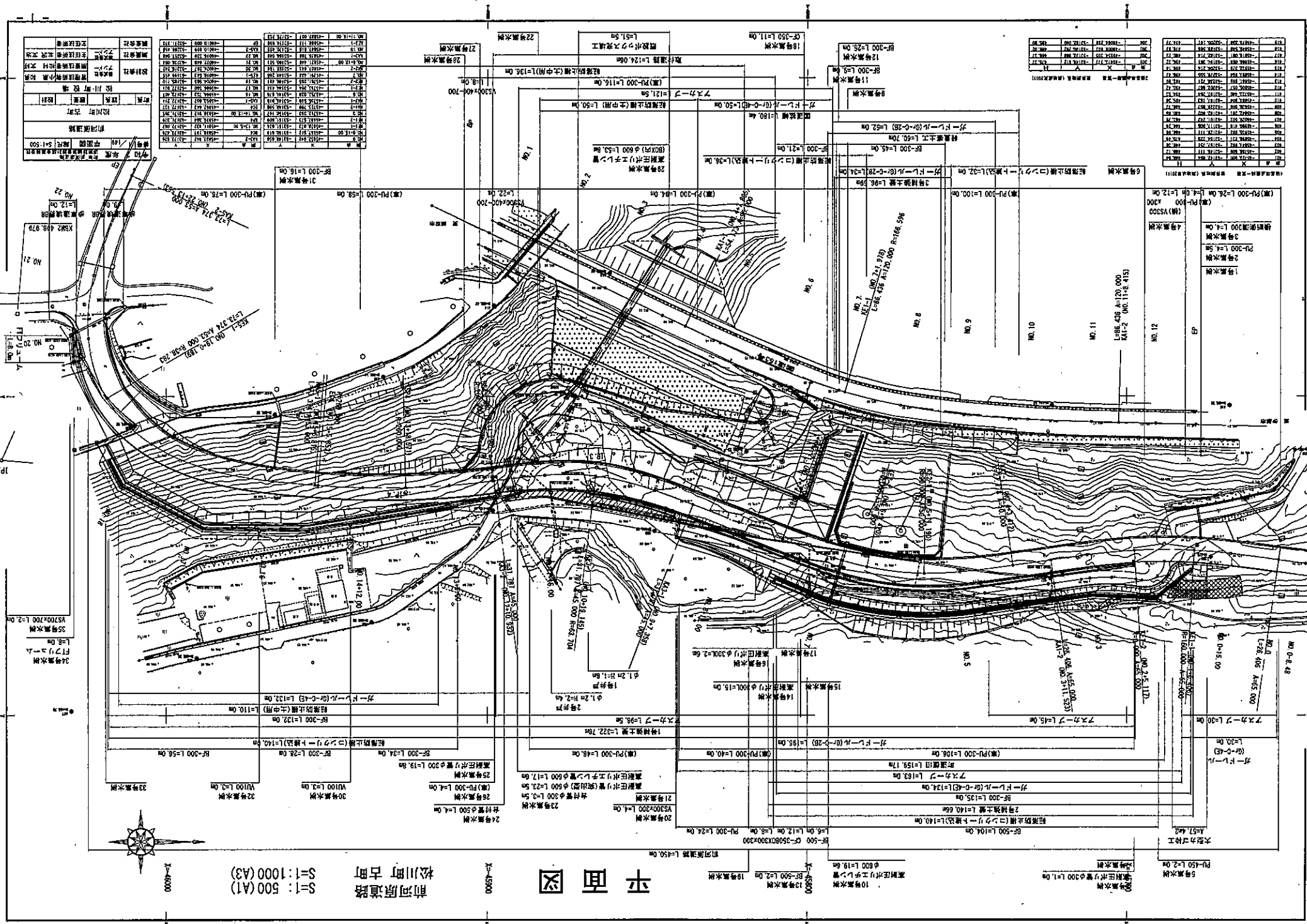
【その他】

- リニア対策委員会は情報共有する場だが、結論を出す場にするべきではないか
 - 対策委員会設置要綱では、情報共有や対策の検討を行うとされていまして、委員の皆様が議論して頂いたご意見を承ります

長野県

【安全対策】

- 国道 153 号側道部（的場橋付近）の狭隘区間を拡幅してほしい
- 林叟院付近の国道は道路陥没の危険がある
- 上新井交差点の渋滞解消として、信号時間を調整してほしい
- 小波線での一般車優先をお願いしたい

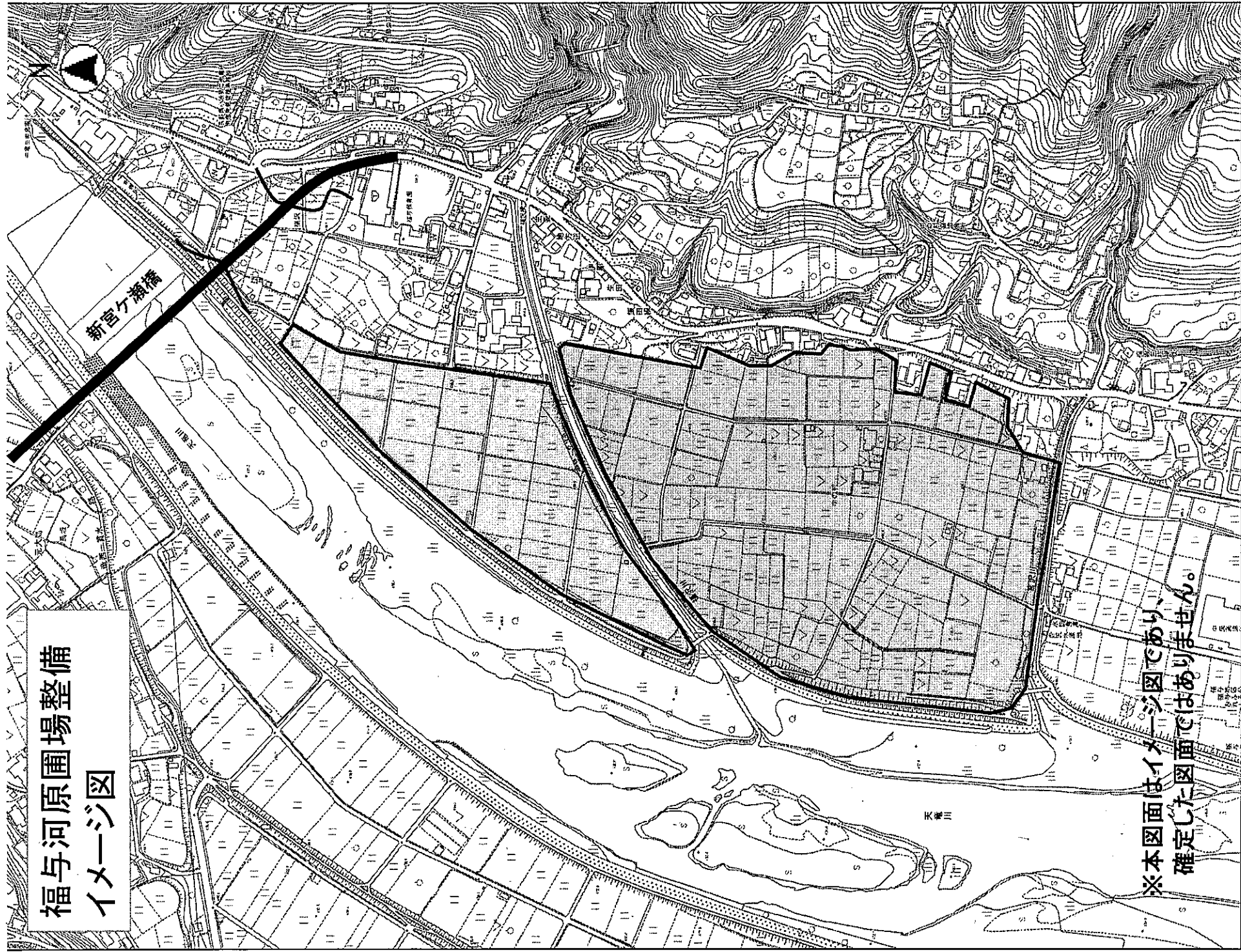


NO.	東経	北緯
1	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
2	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
3	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
4	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
5	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
6	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
7	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
8	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
9	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
10	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
11	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
12	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
13	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
14	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
15	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
16	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
17	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
18	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
19	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
20	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
21	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
22	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
23	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
24	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
25	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
26	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
27	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
28	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
29	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
30	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
31	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
32	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
33	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
34	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"
35	139° 52' 52.875"	35° 42' 54.125"

前河原道路 松川町 古町 S=1:500 (A3) 平面図

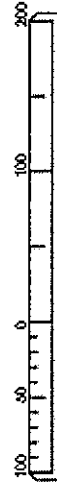


福与河原圍場整備 イメージ図



※本図面はイメージ図であり、
確定した図面ではありません。

縮尺 1 : 5000



松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（以下、委員会という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めたる者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

- 第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。
- 3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

- 第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。
- 2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。
- 3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長はリニア対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

- 第8条 委員会の事務局は、松川町役場リニア対策課内に置く。

(補足)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

MEMO

Vertical dotted lines for writing.